

三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン

平成 24 年 5 月 7 日
環 境 省

1. 背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による大規模な地震・津波・地盤沈下は、多くの人々の生命や財産に被害をもたらすとともに、自然環境にも大きな影響を与えました。

環境省は今回の東日本大震災（以下、「大震災」といいます。）後、影響を受けた自然環境の把握、陸中海岸国立公園等の利用施設や、自然体験利用の被害状況の把握を行うとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を進めました。

また、平成 23 年 5 月 18 日に環境省が公表した「東日本大震災からの復興に向けた環境省の基本的対応方針」に、東北地方太平洋沿岸の自然公園を「三陸復興国立公園（仮称）」として再編成し、地域再生に貢献することを位置付けました。さらに、平成 23 年 7 月 29 日に東日本大震災復興対策本部が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」に、以下のことが示されました。

- ・ 自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。(5(3)⑥(ii))
- ・ 陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園（仮称）とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を行うことについて検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。(5(3)⑥(iii))
- ・ 地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。(5(3)⑩(i))
- ・ 津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う。(5(4)⑥(ii))

こうした背景の下で、環境大臣から中央環境審議会に対して、三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方について、平成 23 年 8 月 4 日に諮問しました。これを受け、各地域において環境省が開催した意見交換会の結果も踏まえて、中央環境審議会自然環境部会において検討が行われ、平成 24 年 3 月 9 日に答申（以下、「答申」といいます。）が取りまとめられました。

本ビジョンは、答申で示された基本理念、基本方針、具体的取組等に係る提言を踏まえ、東北地方太平洋沿岸地域（本ビジョンにおいては、青森県八戸市から福島県相馬市までを対象とし、以下、「本地域」といいます。）における、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興に関する環境省の取組の方向性を取りまとめたものです。

2. 基本理念

国立公園の創設を核としたグリーン復興

—森・里・川・海が育む自然とともに歩む復興—

三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興することを、「国立公園の創設を核としたグリーン復興 —森・里・川・海が育む自然とともに歩む復興—」と位置づけ、本ビジョンの基本理念とします。

【基本理念を受けた取組の考え方】

- ・ 本地域の復興に当たって、自然の恵みを活かすことのみならず、地域の暮らしを支える自然環境への影響に十分配慮を求めています。
- ・ 自然の回復力を活かして再生することも含めた「自然と共に生きる」という考え方を広めています。
- ・ 自然の脅威の記録・記憶を活用し、自然環境を適切に利用するための施設や体制を整え、体験を通して大震災の経験や、それを踏まえた知見などを後世に伝えていくための取組を進めます。
- ・ このような利用を進めることにより、観光を含めて幅広い分野で復興に大きく貢献していきます。

3. 基本方針

（1）自然の恵みの活用

本地域の人々は、これまでも豊かな自然の恵みを受け一方で、時には過酷な自然に直面し、自然と共に生きていくための知恵や技術を育むことを通じて

農林水産業を営み、独自の文化を形成してきました。復興に当たっては、自然の恵みとして自然環境のみならず、地域ならではの資源である自然と共に生きるくらしや文化を観光業の中で活用していくことが重要です。

【基本方針（1）を受けた取組の考え方】

- ・ 自然環境に加え、地域ならではの自然と共に生きるくらしや文化、「食」を活用します。
- ・ 船などを用いて海から陸の風景を楽しむ利用や海での体験型の利用について検討を進めます。
- ・ 自然公園等の利用施設の復旧・再整備を通じて、観光拠点を再生します。
- ・ 長距離海岸トレイルやエコツアーリズムといった滞在型の利用形態の構築に向けて検討を進めます。この中で、農林水産業との連携についても検討します。
- ・ 地域で引き継がれてきた伝統的な技術や地域の木材等の素材、再生可能エネルギーの活用を進めます。

（2）自然の脅威を学ぶ

大震災を引き起こした地震・津波は自然現象です。自然とは本来このような脅威の面をもつものとして認識し、今後も繰り返されるであろう地震・津波に備えるため、今回の地震・津波について正しく理解し、自然の脅威について学ぶことが必要です。

【基本方針（2）を受けた取組の考え方】

- ・ 地震・津波が自然環境に与えた影響の調査と、現在も変化し続ける自然環境のモニタリングを行います。
- ・ 大震災の被害を小さくすることができた被災者の知恵や経験の収集、津波石などの津波の痕跡と、被災した公園利用施設を遺構として保存することを進めます。
- ・ これらの情報を収集・整理し、アーカイブとして公開することで多くの人が利用可能な状態とするとともに、地震・津波が自然環境にもたらした影響の評価についても検討を進めます。
- ・ 防災教育などや、エコツアーリズムの中で自然の脅威を語り継ぐための体制づくりと、施設整備による学びの場の整備を進めます。

- ・ 自然公園の利用施設などの整備や、エコツーリズムなどの自然を深く体験する利用を推進する際には、地震・津波の発生時の被害を最小化するための安全対策を講じます。
- ・ 繰り返されるであろう地震・津波の際に、利用施設が人々の避難場所や避難生活に活用されることにも配慮した設計について検討を進めます。
- ・ 災害廃棄物の一部を、周辺環境への影響が生じないように適切な処理を行った再生資材として、施設整備の際に活用していきます。

(3) 森・里・川・海をつなぐりを強める

優れた自然景観や地域のくらしを支える豊かな生態系を保全・再生することは、森・里・川・海をつなぐりを強め、自然の恵みである生態系サービスを強化することにつながっており、復興後の持続可能な地域の発展のためにも必要です。

【基本方針（3）を受けた取組の考え方】

- ・ 豊かな生態系を自然公園や鳥獣保護区などの保護地域として保全します。
- ・ 里山のように人の手が加わることにより維持されてきた生態系については、適切な保全・管理を行うための支援について検討を進めます。
- ・ 地震・津波・地盤沈下の影響により干潟のような環境になっている場所や、地震・津波により大きく影響を受けた干潟・アマモ場といった生態系について、地域の理解が得られた場合は、復興の歩みを妨げないよう配慮しながら、自然の回復力を助ける形での再生の取組を進めます。
- ・ 恵みと脅威をもたらす自然そのものと、その二面性、森・里・川・海をつなぐりにより豊かな生態系が生まれ、地域のくらしを支えていること、森・里・川・海が地域のくらしの中でもつなぐりを持っていることなどについて、施設整備による学びの場の整備と、ソフト支援によるエコツーリズムなどの体制づくりの両方を組み合わせて推進します。
- ・ 多言語に対応した取組、利用施設のデザインの統一や地域ごとの個性の創出などの工夫に関する取組を進めます。
- ・ 地域の木材を施設整備や再生可能エネルギーとして活用することについて検討を進めます。

4. 具体的取組（グリーン復興プロジェクト）

（1）三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）

- ・ 自然の風景地を、最新の科学的知見も考慮してとらえ直し、陸中海岸国立公園など傑出した自然風景を有する地域を中核として自然公園を再編成し、三陸復興国立公園を創設します。
- ・ 三陸復興国立公園は、復興に貢献する観点から、これまでも増して、地域と連携して適切な利用を推進し、地域振興に貢献します。
- ・ 自然の恵みとしての地域のくらしや文化の活用、自然の脅威を学び、人と自然のかかわり方を見つめ直す場としての整備や災害廃棄物由来の再生資材の活用など、これまでにない新しい取組を積極的に進めます。
- ・ 各地域の固有のくらし、文化に光をあてて活用し、個性ある地域のアピール、多様な魅力を内包する国立公園の形成について検討を進めます。
- ・ 三陸復興国立公園の区域については、既存の陸中海岸国立公園を中核として、青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺を自然公園を対象に、自然景観や利用状況の調査をしたうえで再編成を行うこととし、復興に貢献する観点から迅速に再編成するために、自然公園の区域と保護・管理のための地域区分は既存のものとするを基本として検討を進め、段階的に再編成を進めます。
- ・ 長距離海岸トレイルやエコツーリズムといった利用形態に対応することも含めて、利用のための公園計画を見直します。
- ・ 再編成を行う国立公園の名称は、復興に貢献する観点と、国外も含め多くの関係者の支援を受けるためにも、当面「三陸復興国立公園」を用いることとし、復興状況を見て、将来にふさわしい名称を再度検討します。
- ・ 将来的には、自然の恵みである生態系サービスの源にもなっている豊かな生態系の保全を進めるために、また、復興の過程で変化する自然環境にふさわしい公園管理を進めるために、公園区域、保護・管理のための地域区分を見直します。

<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期 (H26 年度～)
<ul style="list-style-type: none"> • 考え方のとりまとめ • 景観、利用状況等調査 • 関係機関、地方公共団体等との協議 (H24 年度以降も継続) 	<ul style="list-style-type: none"> • 公園計画書の作成 • 中央環境審議会への再編成案の諮問 (第 1 回目) • 三陸復興国立公園の指定 	<ul style="list-style-type: none"> • 公園区域、公園計画等の見直し

(2) 里山・里海フィールドミュージアムと施設整備

<施設整備>

- 現在の陸中海岸国立公園と、それを中核に再編成した国立公園において、被災した利用施設の復旧・再整備を迅速に進め、従来からの観光拠点を再生します。
- 収集した被災者の知恵や経験、地震・津波の際の映像資料などの情報、津波石などの津波の痕跡、被災した公園利用施設の遺構などを活用した自然の脅威を学ぶための場の整備や、自然の恵み、地域固有のくらしなどを紹介する施設の整備を進めます。
- 施設整備の際には、地域の伝統的な技術や地域の木材等の素材、再生可能エネルギー、災害廃棄物由来の再生資材などの活用について、検討を進めるとともに、施設における表示の多言語化やデザインの工夫、避難路の設定、避難誘導の徹底といった安全対策を講じます。
- 施設が災害時に人々の避難場所や避難生活に活用されることにも配慮して設計を行います。
- これらの施設の整備にあわせて、市民等の多様な主体が参加する形での森づくりについても検討を進めます。

<里山・里海フィールドミュージアム>

- 国立公園を核として、周辺部の里山・里海、集落地を含めて一定のまとまりをもつ地域をフィールドミュージアムとして位置付け、国立公園内に核となる施設整備を行うとともに、面的に様々な資源を活用して、エコツーリズムの支援、環境教育などの様々な取組を複合的に実施することにより、地域を活性化することに貢献します。

- ・ フィールドミュージアムは、国立公園区域外のフィールドを含むことから、地域の人々や関係する団体等と連携して計画を策定し、その後の維持・管理を協働して進めていきます。

<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期 (H26 年度～)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸中海岸国立公園の施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな編入区域での施設整備 (国立公園再編成後) 	

(3) 地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅 (復興エコツーリズム)

- ・ 優れた自然環境と、地域に愛されてきた自然環境や地域の暮らしといった地域固有の宝を持続的に活用し、自然を深く楽しむ旅として、エコツーリズムを推進します。
- ・ エコツーリズムの推進に当たっては、「食」などの資源の活用、漁業者との連携による小型漁船の活用や漁業体験などにより、農林水産業と連携して進め、幅広い復興に貢献します。また、大震災の体験の語り継ぎや被災した地域のガイドツアー、震災の痕跡・地質や化石などを基に展開されるジオツアーと連携して、取組を進めます。
- ・ エコツーリズムの推進に当たっては、プログラム作成、ガイド育成、情報発信、持続的活用のためのルール作成等の支援を行い、将来的には地域自立型でのエコツアー実施体制を構築する取組を進めます。
- ・ エコツーリズムの拠点施設やエコツアーで活用する国立公園等の利用施設の整備と、安全対策を講じることについて検討を進めます。また、海から陸の風景を楽しむ利用や海での体験型の利用についても検討を進めます。

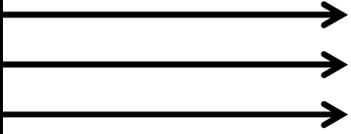
<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期 (H26 年度～)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源や観光基盤の調査 ・ 支援候補地の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコツーリズム支援・コーディネーター派遣 ・ 拠点施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自立型のツアー実施に移行

(4) 南北につなぎ交流を深める道 (東北海岸トレイル)

- ・ 地域の自然環境や地域の暮らし、震災の痕跡、利用者と地域の人々など、様々なものを「結ぶ道」を長距離自然歩道として設定します。
- ・ 路線は青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までを対象に、集落間の移動にかつて使用されていた道、里道、林道などの既存の道の活用を検討し、全ての路線を一度に設定するのではなく、準備の整った地域から段階的に路線を設定していきます。また、集落地を通るルートの設定の際には、災害時の避難路としても活用できる仕様を検討します。
- ・ 利用を促進するために、標識、トイレ、案内所、駐車場などの施設の整備を進めるとともに、長い路線を一気に歩きとおす利用形態 (スルーハイク) だけでなく、一部区間のみの利用や全線をいくつかの区切りに区切って歩く利用形態 (セクションハイク) を想定したルート設定や、メインルートのみでなく、その付近にある興味地点を結ぶ枝線の設定、鉄道などの他の交通機関との連携、一部の区間については自転車でも利用できる仕様についても検討を進めます。
- ・ 地域外も含めた多様な主体による維持・管理の体制の構築、利用促進のための普及啓発について、検討を進めます。
- ・ 長距離自然歩道の名称は、今後、地域の意見を伺いながら、ふさわしい名称を検討します。

<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期 (H26 年度～)
<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源調査、設定方針等の検討、策定 	 <ul style="list-style-type: none"> 路線設定、普及啓発 管理体制の検討 施設整備 	

(5) 森・里・川・海のつながりの再生

- 豊かな生態系を保護地域として保全することと、森・里・川・海のつながりの重要性などについて多くの人に体験を通して深く理解してもらうための学びの場の整備と、ソフト支援によるエコツーリズムなどの体制づくりを進めます。
- 過去に改変された自然環境が地震・津波の影響により干潟のような環境になっている場所や、地震・津波により大きく影響を受けた干潟・アマモ場といった生態系について、調査・モニタリングによりその回復状況を確認し、保全・再生の手法や体制を検討するとともに、地域の理解が得られた場合は、復興の歩みを妨げないよう配慮しながら、豊かな生態系を保全するとともに、自然の回復力を助ける形での再生の取組を行うことについて、検討を進めます。
- 里山のように人の手が加わることにより維持されてきた生態系については、適切な保全・管理を支援することについて、検討を進めます。一方、小流域単位などで人のかかわりが少なくなる地域が生じた際に、地域の理解が得られた場合は、その後の土地利用として森・里・川・海のつながりを意識した自然環境の再生、エコツアーや環境教育等での活用について、検討を進めます。

<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期 (H26 年度～)
<ul style="list-style-type: none"> 調査・モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生手法・体制の検討 里山保全の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて自然再生の実施

(6) 持続可能な社会を担う人づくり (ESD) の推進

- 自然環境の成り立ちや自然のメカニズム、森・里・川・海のつながり、地域のくらし、自然の脅威と防災や減災などをテーマに、持続可能な社会を担う人づくり (ESD^{*}) を進めます。
- 大震災を経験し、今後の防災や減災に活かすべき被災者の体験を通じた知恵・知見の収集を行うとともに、今後の ESD 推進のあり方について検討を進めます。
- 国立公園のビジターセンター、フィールドミュージアム、東北海岸トレイルなどを ESD の活動で活用することについて、検討を進めます。

※ESD (持続可能な開発のための教育) : 持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが、世界の人間や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育むため、環境を始めとして、人権、福祉、地域経済再生などの課題に取り組む学習や活動のこと。ESD は Education for Sustainable Development の略

<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期 (H26 年度～)
<ul style="list-style-type: none"> 取り組み状況把握、あり方の検討 環境教育素材集の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 知見等の収集 被災地域における ESD の実施 	

(7) 地震・津波による自然環境への影響の把握（自然環境モニタリング）

- ・ 生物多様性保全上重要な地域において、地震・津波による自然環境への影響の調査、変化し続ける自然環境のモニタリングを継続します。
- ・ 今回の津波に限らず、過去の津波も含め、津波石などの津波の痕跡を調査し、把握します。
- ・ 研究者等が独自に実施する調査・モニタリングに関する情報を集約する体制の構築について検討を進め、行政が調査した情報と併せてアーカイブとして整理・公開し、多くの方が活用できる状態とすること、総合的に地震・津波の自然環境への影響を評価することについて検討を進めます。

<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期（H26 年度～）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急調査、関係者の調査状況の把握 ・ データベース・連携体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境への影響評価

5. 効果的な実施に向けて

- ・ プロジェクトの推進に当たっては、地域の要望を聞きながら進めていくとともに、プロジェクトの周辺地域の土地利用やまちづくりの観点なども含めて、都道府県や市町村が策定・検討を進めている復興計画と調和を図りながら検討を進めます。また、「いわて三陸ジオパーク」などの、震災前・後において地域で進められてきた取組との連携を進めます。
- ・ 復興に当たっては、他省庁の施策と連携してプロジェクトを進めます。
- ・ プロジェクトをはじめとするグリーン復興の取組を、広く国際的に情報発信します。
- ・ 必要に応じて、プロジェクトの推進のための情報共有・連携の場の設定、多様な主体が参加するプラットフォームの構築といった、参加・協働型の体制の構築について、検討を進めます。
- ・ グリーン復興の取組の進捗状況や三陸復興国立公園などに関する PR を積極的に行います。

